

くらしと経営の相談室

< 税務編 >

贈与税の注意点について

税理士 藤井章雄
パートナーズ・ポイント税理士法人所属

Q

財産を貰うと贈与税という税金がかかると聞きました。

贈与税の申告(平成23年分)をしなければいけない人は、どのような人でしょうか。

また贈与の誤り易い事例を教えてください。

A

1年間(1月1日～12月31日)に一定以上の財産を貰った場合は、贈与税の申告を翌年2月1日から3月15日までにしなければいけません。贈与税は、贈与をした人が負担するのではなく、財産を貰った人が負担する税金です。

贈与税の申告が必要な人は以下の通りです。

1年間に貰った財産の合計額が110万円を超える人【暦年課税】

貰った財産の額に関係なく、相続時精算課税の適用を受ける人【相続時精算課税】

詳細については以下の通りです。

(1) 暦年課税とは

1月1日から12月31日までの1年間に貰った財産の合計価額を基に贈与税を計算するものです。基礎控除が年間110万円ありますので、それ以下の場合は納税も申告も不要です。110万円を超えた場合は累進税率により贈与税額が計算されることとなります。

なお、住宅取得資金や婚姻20年以上の夫婦間の一定の贈与の場合特例があります。

(2) 暦年課税の注意点

110万円の基礎控除は1年間に持っている枠のようなもので、贈与してくれる人が何人

でも110万円の基礎控除額は変わりません。よく贈与者ごとに枠があると勘違いされる方が多いのでご注意ください。

(3) 相続時精算課税とは

親子間の贈与で一定の要件に当てはまる場合、選択することによって、贈与時点では少ない税負担で財産を移すことが出来ます。ただし、相続の際にはその財産を含めて再計算されることとなります。

(4) 相続時精算課税の注意点

相続時に加算される金額は、贈与時点の価格なので、贈与の時より価値が下落した場合、相続税の負担額は大きくなるリスクもあります。

また、一度選択するとその贈与者からの贈与について暦年課税に戻ることは出来ません。

(5) よくある贈与の誤り易い事例

名義変更は贈与税に注意!?

現金などと異なって貰った実感がないものが申告漏れの多いケースです。よくあるのは、土地や建物といった不動産や株式等の名義を無償で変更した場合です。これらのものは名義変更=贈与として貰った価値が贈与税の計算対象になります。

夫婦で仲良く持分1/2で贈与!?

家を新築した場合によくあるのが、お金は夫が全額だしているのに、建物の持分を夫婦で半分ずつにするケースです。夫婦仲良く分けたいところですが、その場合奥さんへ建物の半分を贈与したとして課税されます。

子供への仕送りをまとめて送ると贈与!?

東京の大学入学が決まって一人暮らしをする為に、生活に責任を持たそうと思って、4年間の生活費をまとめて渡すと、贈与税が課税されます。生活費として課税されないのは、通常必要な金額を、その都度渡した場合に限られます。

親の建物に子が改築して贈与!?

親名義の同居している家が古くなったので、子供が改築した場合も注意が必要です。改築で建物の価値が増加した分の名義変更をしないと、親に改築資金の贈与があったとされて贈与税が課税されます。

以上、詳細は顧問税理士にご相談下さい。